

対象となる世帯へ物価高騰対応 重点支援給付金を給付します

令和6年度新たに住民税非課税となった世帯などを支援するため、1世帯当たり10万円を給付します。
詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先 重点支援給付金コールセンター ☎(46)7779 (受付日時 平日の午前9時～午後5時)
※祝日を除く

対象世帯 次の①②全てに該当する世帯

①令和6年6月3日時点でみどり市に住民登録がある世帯

②令和6年度新たに住民税非課税または住民税均等割(※1)のみ課税となった世帯(※2)

・住民税均等割が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯は支給対象外です。

・「令和5年度住民税非課税世帯への給付(7万円)」または「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)」の対象となった世帯は対象外です。

※1…前年に一定の所得がある人全員に一律(令和6年は5,700円)に負担いただく税

※2…「均等割課税者のみ」または「均等割課税者と非課税者」で構成されている世帯

給付額 1世帯につき10万円

申請方法 世帯の状況により、申請方法が異なります。



市 HP

①給付金のお知らせ(はがき)が届く世帯

公金受取口座などが登録されている世帯

申請不要 です。

6月下旬に発送する「給付金のお知らせ」に記載の口座へ7月19日(金)に振り込みます。

②確認書(封書)が届く世帯

公金受取口座などが登録されていない世帯

申請が必要 です。

7月上旬から順次、確認書(封書)を発送します。必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で返送してください。

【申請期限】9月30日(月) ※消印有効

③支給要件に該当しているが「給付金のお知らせ」または「確認書」が届かない世帯

・令和6年1月2日から6月3日までに市外から転入した人がいる世帯

・令和6年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯相当であっても、住民税の申告を行っていない人がいる世帯

お問い合わせください。

申請方法などをご案内しますので、コールセンターへお問い合わせください。

【期限】8月30日(金)

こども加算分

上記に加えて18歳以下の子どもを養育している世帯には追加で給付金を給付します。

対象世帯 次の全てに該当する世帯

・令和6年6月3日時点でみどり市に住民登録があり、18歳以下の子どもを養育している世帯

・新規で「令和6年度住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯への給付金」を受給した世帯

※令和5年度物価高騰対応重点支援給付金の対象となった世帯は対象外です。

給付額 子ども1人につき5万円

※**申請は不要**です。上記対象世帯へ順次、給付決定通知書を発送しますので、内容をご確認ください。

※上記対象世帯で別居している児童を養育している世帯については申請が必要です。



市 HP